背景・趣旨

自転車活用推進法 (平成29 (2017) 年5月)

- 極めて身近な交通手段である自転車の活用による 環境への負荷の低減、国民の健康の増進等を図る ことが重要です。
- 自転車の「環境にやさしい」「健康的」等の特性 を新たな課題の解決に活用します。

環境にやさしい

健康にいい

観光に便利

…など、活用場面が多い

自転車活用推進計画 (平成30 (2018) 年6月) [国]

自転車活用推進法第9条に基づき、自転車の活用の 推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた めの基本計画です。

長期的な展望を視野に入れつつ, 平成32 (2020) 年度

■目標

- 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿 社会の実現
- ③サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 ④ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車活用推進法第10条・第11条では、地方自治体 において, 国の計画を勘案して地域の実情に応じ施策を 定めた「地方版 自転車活用推進計画」を策定する努力義 務を規定

「自転車活用推進法」の目的に照らし 本県の課題に対応

本県の政策分野 安心な暮らし 豊かな 新たな 経済成長 づくり 地域づくり 自転車の特性に応じた 分野の再設定

実施施策の遂行により 自転車を様々な場面で活用し 本県の課題を克服

広島県自転車活用推進計画(平成31(2019)年度~平成32(2020)年度)

本県では,国の計画策定を契機として,走行環境を整えるまちづくり,スポーツと健康の増進における自転車活用,サイクルツーリズムの推進,及び自転車の交通安全等について,県の関係計画を基に 総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む広島県自転車活用推進計画を策定します。本計画では、広島県全域を対象区域とし、県の上位計画や国の推進計画を踏まえ、計画期間を平成31 (2019) から平成32 (2020) 年度までとしつつ、関連計画との整合を図る必要がある施策については長期的視点で設定します。

基本 理念

安

全

で

快

適

な

自

転

車

利

用

環

境

の

創

出 に

ょ

る

豊

か

で

活

カ

ぁ

る

地 域

づ

<

ŋ

観

光

自転車を安全に利用できる

サイクルスポーツを通じた

・環境にや

ç

まちづ

'n

現状

課題

これまでの主な取組

実施施策

目指す姿 政策目標

安全で快適な自転 車利用環境の整備 が進み、自転車を 無理なく安全に利用 できる環境が創出さ れ、低炭素化や道 路交通の円滑化等 良好な地域環境の

形成が実現されてい

ます。

広島県の自転車の交通分担率は、 通勤で約13%と自動車の約51%に 次いで利用され、通学では約36% と最も多く、自動車とともに主要な移

動手段となっています。

- ●家庭から排出されるCO。の約2割 を自動車が占めています。
- ●身近な交通手段である白転車利用 について, 地域の実情や交通事故発 生状況等を踏まえ、安全で快適な自 転車の通行環境を確保することが必
- ●自動車から自転車への利用転換を 図り, 交通分野の低炭素化や都市 部を中心とした道路交通の円滑化等 を進めることが重要
- 県内では、広島市、尾道市、福山市が策 定した自転車ネットワーク計画に基づき、各道路 管理者が自転車走行空間を整備
- 自転車分担率の高い他の市町に対して、国と も連携し、計画策定に向けた支援
- ●自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性, 危険 性,迷惑性の高い違法駐停車車両の取締り
- ●国・県・市等が連携し、福山都市圏交通円 滑化総合計画に基づく「ベスト運動」の展開(自 転車や公共交通機関の利用等の推進)

- 1 自転車通行空間の計画的な 整備推進
- 2 地域のニーズに応じた駐輪場の 整備促進
- 3 路外駐車場等の整備促進及び 違法駐車取締りの推進
- 4 まちづくりと連携した総合的な 取組の実施

健康で活力ある社会づくり 身近な自転車の利 用の促進により、県 民が健康で活力ある 生活を満喫し、快 適な地域環境の形 成が進展しています。

- ●広島県の20歳以上のスポーツ実 施率(週1回以上運動・スポーツを する人の割合)は、全国の20歳以 上のスポーツ実施率を若干下回って います
- ●運動習慣のある人の割合は20~ 64歳の男女とも減少傾向にあります。
- ●働く世代の運動量を低下させない取 組が必要
- ●運動やスポーツに親しみ, 気軽に身 体を動かす機会を増やすことができる 取組の充実
- ●自転車という身近なスポーツの楽し さや喜びを味わうことができる環境づくり を進めることが重要
- ●広島県立中央森林公園では, 平成5 (1993) 年に自転車競技が可能な一周12.3 キロのサイクリングコースを整備し、一般利用の外, 各種競技大会の開催
- ●平成22 (2010) 年に広島県道路交通法 施行細則の改正による県内一般道路のタンデム 白転車の二人乗車が可能
- 1 サイクルスポーツ振興の推進
- 2 自転車を活用した健康づくりの 推准
- 3 自転車涌勤等の促進

広島県自転車活用推進計画(案)の策定

~「ひろしま未来チャレンジビジョン」における政策分野~ 人づくり

サイクリストが快適か つ安心してサイクリン グを楽しめるようハー ド・ソフト両面から環 境整備を図るととも に,効果的なプロ モーションに取り組む ことで国内外から何 度でも訪れたくなる 魅力的なサイクリング エリアとなっています。

サイクルツ よる観光立県の実現 ーリズ ムの推進に

Ш

- ●ニューヨークタイムズで「今年行くべ き52箇所の旅行先 の第7位に、 「瀬戸内の島々」が選ばれ、この中 でしまなみ海道のサイクリングが紹介 されるなど、海外からも高い評価を 受けるサイクリングコースとなっています。
- ●その他のエリアでは、サイクリストの 受入環境に改善の余地があります。
- ●しまなみ海道では, 国内サイクリング コースのトップリーダーとして、更なるブラ ンド化を進め、国内外からの誘客を図 ることが必要
- ●しまなみ海道以外のエリアでは、先 進地域での取組やサイクリストのニーズ などを把握して, 受入環境の更なる充 実により、県外からのサイクリストの誘 客拡大を図ることが必要
- ●しまなみ海道では, 平成22 (2010) 年度 にしまなみ海道サイクリングロードの車道路側へ推 奨ルートを明示するブルーラインや距離標などを整
- ●平成26 (2014) 年度から隔年で,広島・ 愛媛両県等が連携し、国際サイクリング大会「サ イクリングしまなみ」の開催
- ●県内全域及びサイクリングエリア毎でのマップや ウェブサイト等を通じたサイクリングコース情報発 信·誘客促進
- 国内外から選ばれるサイクリング エリアの創出
- 2 「サイクリストの聖地」の実現に 向けた情報発信

IV

らしづ

県民の誰もがそれぞ れの立場で交通安 全に取り組み、「交 通事故のない日本 一安全で安心な広 島県」が実現されて います。

- ●自転車事故は広島県の交通統 安自転 計によると減少傾向にありますが、 転車事故のな 全事故件数に占める自転車事故件 な暮 数の割合は約2割で横ばい傾向に
 - ●自転車利用者に対しては自転車 の交通ルールに関する理解が不十分 な状況にあります。
- ●自転車事故のない社会の実現に向 けて, 交通安全対策を推進することが 必要
- ●自転車利用者に対して、ルールや マナーといった交通安全教育等の充実 を図ることが必要
- ●昭和46(1971)年より, 「広島県交通安 全計画」を策定し、交通事故根絶に向けた各種 施策を推進
- ●現在の第10次計画に基づき、「自転車の安 全利用の推進1. 「自転車の安全性の確保1等 を掲げ、自転車交通事故防止対策を実施
- ●幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図る被害 軽減対策等の取組の推進
- しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島 事業本部(広島県・尾道市)によるサイクリスト へのマナー向 トの啓発事業実施

- 1 自転車の安全利用の促進
- 2 自転車の点検整備の促進
- 3 学校における交通安全教育の 推進
- 4 自転車通行空間の計画的な 整備推進 (政策目標 I と同様)

3

. 政策目標

自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

安全で快適な自転車利用環境の整備を進め、自転車を無理なく安全に利用できる環境を創出し、低炭素化や道 路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成を図ります。

1 自転車通行空間の計画的な整備推進

〇市町版自転車活用推進計画及び 自転車ネットワーク計画の策定支援

「地方版自転車活用推進計画策定の手 引き」を、国計画の措置の記載にな らって市町へ周知するとともに, 自転 車ネットワーク計画を含む市町版自転 車活用推進計画の策定を支援します。

▼自転車ネットワーク計画 (広島市)







〇路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の支援

〇違法駐車の積極的な取締り

3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進



善を検討します。



〇自転車通行空間の整備

通行空間の連続性等に配慮した

自転車ネットワーク計画に基づ

自転車走行空間の整備を推進し

ます。また、関係者の意見を踏

まえ, 路肩や交差点等の自転車

通行空間の安全性・快適性の改

き,関係機関と連携しながら

2 地域のニーズに応じた駐輪場の

Oニーズに対応した駐輪場の整備へ の支援

自転車と公共交通の結節となる鉄道駅 等の周辺をはじめとした, 地域が取り 組む駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備 を支援します。

▼鉄道駅の駐輪施設の整備事例(東広島市 JR寺家駅)





市町版自転車活用 推進計画策定市町

実績・○市町 (平成30 (2018) 年度) 目標:4市町 (平成32 (2020) 午度)

> 自転車ネットワーク 計画策定市町

実績: 3市町 (平成30 (2018) 年度) (平成32 (2020) 年度)

ブーン30や独さく等に よる安全対策の 実施区域数

実績:58区域 (整備予定含む) (平成30 (2018) 年度) 日標:75区域 (平成32 (2020) 年度)

4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

〇ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施等

政策目標

サイクルツーリズムの推進による観光立場の実現

サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるよう、ハード・ソフト両面から環境整備を図るとと もに、効果的なプロモーションに取り組むことで、国内外から何度でも訪れたくなる魅力的なサイクリングエリ アの形成を図ります。

1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出

〇官民連携による先進的なサイクリスト受入環境 の充実・強化

■しまなみ海道サイクリングロード, やまなみ街道サイクリングロードに ついて、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートとし て設定します。■かきしま海道サイクリングロード、安芸灘とび しまサイクリングロード, R185さざなみ海道サイクリングロード, やま がたロング・サイクリング・コース、鞆の浦しおまち海道サイクリング・ロート、に ついて、関係機関と連携しモデルルートの設定に向け取組 を進めます。■しまなみ海道サイクリングロードでは、国が制度 創設の検討を進めているナショナルサイクルルート (仮称) の指定を目 指すとともに、サイクリストや企業からの協力も得ながら、協議 会*1活動等による安全・安心・快適な受入環境の充実を図 ります。また、やまなみ街道サイクリングロードについても、調 整会議※2活動等において、受入環境の充実を図ります。

■駐輪場所、トル、飲料等の提供に協力が得られる施設を 「ひろしまサイクルおもてなしスポット」として登録することで, 快適・安心にサイクリングを楽しめる環境づくりを促進します。 ■関係機関と連携して、県内サイクリングロードの安全で快適な 走行環境の確保等を図ります。

> ※1協議会: しまなみ海道自転車道利用促進協議会 広島事業本部 (広島県, 尾道市) ※ 2 調整会議: 国,広島県,沿線自治体等で構成

〇サイクリングを活用した広域的な観光振興

中国・四国地方の各県におけるサイクリン グを活用した観光振興への動きを踏まえ, 複数県にまたがるサイクリングルートや、 各県のお勧めのサイクリングルートを広域が対して協力を要請します。 的・一体的にプロモーションを行うことで、 国内外から訪れるサイクリスト・観光客の 誘客拡大を図り,広域圏内における近隣工 リアへの新たな誘客やリピーターの創出を 目指します。 ▼広島坦·島取坦·島根坦·

▼しまなみ海道サイクリングロード



▼やまなみ街道サイクリングロード



愛媛県のサイクリング観光広域連携

Oサイクリスト受入サービスの充実の要請

道の駅等のサイクリング拠点など, サイクリストの受入サービスの充実 に向けて, 施設管理者等の関係者に

▼道の駅のサイクルスタンド



▼ひろしまサイクル おもてなしスポット への登録

O民間等によるサイクリスト向け サービ スの利用促進

指標 サイクリングを目的とした観光客数

実績: 41.5万人 (平成29 (2017) 年) (平成32 (2020) 年)

政策目標

サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり

身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫できる、快適な地域環境の形成を図ります。

1 サイクルスポーツ振興の推進

〇公園等の利用促進

サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう, 広報 などにより自然公園や野外レクリエーション施設に 整備されたサイクリングロードの利用を促進します。

▼広島県立中央森林公園
▼広島県立もみのき森林公園





Oタンデム自転車利用の広報

3 自転車通勤等の促進

〇自転車通勤の広報啓発

2 自転車を活用した健康づくりの推進

〇健康増進の広報啓発

気軽に身体を動かす機会として自転車の利用を促進し. 運動習慣者の割合の増加につなげるため、関係機関が連 携して地域のサイクリングロードや自転車イベント等の 広報を,「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」や既 存の各市町のホームページ等を活用して実施します。

▼7\ス1.主健康づくり



▼自転車利用のための



運動習慣のある人の割合

関連指標

広島県健康増進計画

(20~64歳) 実績: 男性21.0% 女性12.9% (平成29 (2017) 年度) 目標:男性34% 女性33% (平成35 (2023) 年度)



自転車事故のない安心な暮らしづくり

県民の誰もがそれぞれの立場で交通安全に取り組むことで、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の 実現を目指します。

1 自転車の安全利用の促進

〇自転車安全利用五則の活用等による 通行ルールの周知

民間団体等と連携し, 「自転車安全利用五 則」のチラシ等を作成,配布すること等に より、全ての年齢層の利用者に対する自転 車の通行ルール等の周知を図ります。

▼自転車安全利用五則のチラシ



〇自転車走行空間の整備 等

(政策目標 I-1 再掲)

2 自転車の点検整備の促進

Oより安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

4 自転車通行空間の計画的な整備推進

〇交通安全意識向上を図る広報啓発

自転車の安全利用や自転車保険への加入に ついて, 地域住民の交通安全意識の向上を 図るため,全国交通安全運動,マナーアッ プ強化月間等様々な機会を活用して, 街頭 での指導啓発, ポスター貼付等, 広報啓発 に努めます。

▼自転車安全利用街頭キャンペーンの様子





〇高齢者向けの安全教室の実施

イベント等において, 自転車の安全利用のた めの広報を実施するブースの設置や、シミュ レーター等を活用した高齢者向けの安全教室 を実施します。

> ▼ドライブシミュレーターを活用 した自転車安全教育指導の様子



〇自転車運転者講習制度の着実な運用 〇交通安全に関する技術指導の向上

3 学校における交通安全教育の推進

〇交通安全教室の推進 等

関連指標 ※第10次広島県交通安全計画	(平成28	(2016))年6
---------------------	-------	--------	-----

ŀ		目標	実績			
E		平成32年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
E		(2020)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
Ė	交通事故死者数	75人以下	95人	86人	91人	92人
Ŀ	(内高齢者)	(35人以下)	(46人)	(47人)	(49人)	(54人)
ŧ	交通事故件数	8,000件以下	11,152件	9,763件	8,884件	7,582件

道路交诵法第2条第1項第 1号に規定する道路におい て、車両等及び列車の交通 によって起こされた事故で 人の死亡又は負傷を伴うも の(人身事故)をいう。

※「交通事故」とは

2 「サイクリストの聖地」の実現に向けた情報発信

○国際的なサイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催検討

計画の進捗管理

計画の推進

本計画は、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念として、「自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり」、 「サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり」、「サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現」、「自転車事故のない安心な暮らしづくり」といった広 範な政策目標を掲げています。こうした目標を実現し、計画を着実に推進するため,まちづくり, スポーツ・健康,観光,交通安全の各分野の関係部局がお互いに連携 を図り、自転車に関する最新の知見も得ながら、総合的かつ戦略的な取組を実施していきます。また、自転車活用の推進には、まちづくりの中心にある県内市町との連携 を図る必要があることから, 市町とともに計画の推進に取り組んでいきます。

計画の進行管理 ・評価、見直し

本計画は、PDCA((計画-実行-評価-見直し)) サイクルに基づき,総合的な点検・評価,施策や取組の 改善・反映を行います。